

# 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社ビルワーク

1. 【共通】計画期間 令和7年7月1日～令和12年6月30日までの5年

## 2. 【次世代育成支援対策推進法】

### (1) 雇用環境の整備

#### テーマ①: 男性の子育て目的の休暇の取得促進

[目標] 計画期間内における男性の平均育児休業取得率を50%以上とする

[取組内容] 育児休業制度(産後パパ育休を含む)の周知、制度を利用しやすい環境整備

#### テーマ②: こどもを育てる従業員が利用できる制度の利用促進

[目標] 小学校就学後のこどもを養育する従業員に対する所定外労働の制限・短時間勤務制度の利用

[取組内容] 制度の周知、制度を利用しやすい環境整備

### (2) 次世代育成支援の機会の創出

[取組内容] 若年者のインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ

## 3. 【女性活躍推進法】

### (1) テーマ①: 女性従業員に対する職業生活に関する機会の提供

[目標] 管理職(課長以上)および管理職候補(係長級)に占める女性従業員の割合を10%以上とする

[取組内容] ①従来男性従業員中心であった業務への女性従業員の職務拡大、多様な職務経験の付与

②利用可能な両立支援制度に関する従業員・管理職への周知徹底

## 4. 【次世代育成支援法・女性活躍推進法 共通】

### (1) 多様な労働条件の整備

#### テーマ①: 時間外・休日労働の削減のための措置の実施

[目標] 一人当たりの各月毎の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を20時間未満とする

[取組内容] 各部署で業務状況の情報共有、上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等